

カーボンフットプリントコミュニケーション
プログラム

文書管理規程

改訂：平成 25 年 4 月 1 日

文書管理番号：R-01-08

一般社団法人産業環境管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）において使用する文書および記録の管理について定めるものである。

(文書管理)

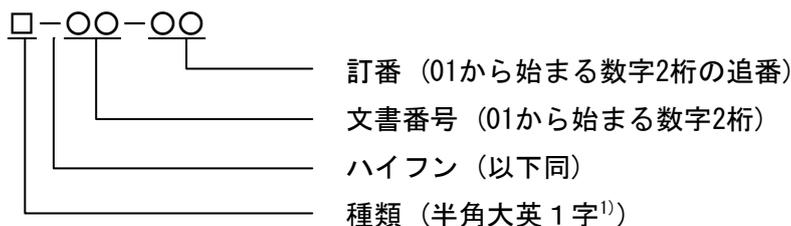
第2条 CFPプログラムにおいて使用する規程および要求事項・判断基準・手順文書は、すべて文書管理別表1のCFPプログラム文書管理台帳によって管理し、改訂履歴は各文書内に明記する。

第3条 CFPプログラムにおいて使用する規程および要求事項・判断基準・手順文書の公開、非公開の区分は、文書管理別表1のCFPプログラム文書管理台帳に明示する。

(文書管理番号)

第4条 文書管理番号は次のとおり定める。

- ② 基本文書、規程類、要求事項・判断基準・手順類



¹⁾ 基本文書：G、規程：R、基準、要求事項、判断基準、手順：C

(文書および記録の保管期限)

第5条 文書の保管は、独立した2種類の電子媒体によることを原則とする。

- ② 保管期限は、文書廃止後5年間とする。電子媒体による保管が不可能な文書は廃止後6か月とする。
- ③ 記録の保管は、独立した2種類の電子媒体によることを原則とする。保管期限は、帰属する文書の廃止までとする。

附則

本規程は平成24年4月2日から施行する。

制定：平成24年4月2日 (R-01-01)

改訂：平成24年5月1日 (R-01-02)

改訂：平成24年6月25日 (R-01-03)

改訂：平成24年6月28日 (R-01-04)

改訂：平成24年7月2日 (R-01-05)

改訂：平成24年7月6日 (R-01-06)

改訂：平成 24 年 10 月 1 日 (R-01-07)

改定：平成 25 年 4 月 1 日 (R-01-08)

文書管理別表 1 カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム文書管理台帳

| (1) 一次文書（ガイドライン） | | | | |
|------------------|------|-----------|-----|------|
| 名称 | 文書番号 | 発行日 | 廃止日 | 公開区分 |
| 基本文書 | G-01 | '12.04.02 | | 公開 |

| (2a) 二次文書（規程） | | | | |
|----------------------------|------|-----------|-----|------|
| 名称 | 文書番号 | 発行日 | 廃止日 | 公開区分 |
| 文書管理規程 | R-01 | '12.04.02 | | 公開 |
| アドバイザーボード設置・運営規程 | R-02 | '12.04.02 | | 公開 |
| レビューパネル設置・運営規程 | R-03 | '12.04.25 | | 公開 |
| 原単位レビューパネル設置・運営規程 | R-04 | '12.06.25 | | 公開 |
| 原単位データ検証・運用規程 | R-05 | '12.06.25 | | 公開 |
| カーボンフットプリント製品種別基準認定規程 | R-06 | '12.06.25 | | 公開 |
| カーボンフットプリント算定・宣言規程 | R-07 | '12.06.25 | | 公開 |
| カーボンフットプリント検証規程 | R-08 | '12.04.02 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証規程 | R-09 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリント宣言登録・公開規程 | R-10 | '12.05.01 | | 公開 |
| 登録レビューアの登録・評価規程 | R-11 | '12.04.02 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証機関登録・評価規程 | R-12 | '12.06.28 | | 公開 |
| 倫理・機密事項取扱規程 | R-13 | '12.04.02 | | 公開 |
| 料金規程 | R-14 | '12.04.02 | | 公開 |
| 異議・苦情・紛争処理規程 | R-15 | '12.04.02 | | 公開 |

| (2b) 二次文書（要求事項、判断基準、手順） | | | | |
|---------------------------|------|-----------|-----|------|
| 名称 | 文書番号 | 発行日 | 廃止日 | 公開区分 |
| 基本データに関する要求事項 | C-01 | '12.06.28 | | 公開 |
| 利用可能データに関する要求事項 | C-02 | '12.05.10 | | 公開 |
| 基本データ検証判断基準 | C-03 | '12.05.01 | | 非公開 |
| 利用可能データ確認判断基準 | C-04 | '12.11.01 | | 非公開 |
| 原単位データ検証手順 | C-05 | '12.06.25 | | 公開 |
| カーボンフットプリント製品種別基準に関する要求事項 | C-06 | '12.07.02 | | 公開 |
| カーボンフットプリント製品種別基準認定判断基準 | C-07 | '12.10.01 | | 非公開 |

| | | | | |
|---------------------------------|------|-----------|--|-----|
| カーボンフットプリント製品種別基準認定手順 | C-08 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項 | C-09 | '12.07.02 | | 公開 |
| カーボンフットプリント検証判断基準 | C-10 | '12.04.23 | | 非公開 |
| カーボンフットプリント検証手順 | C-11 | '12.04.23 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証に関する要求事項 | C-12 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリント宣言の方法に関する要求事項 | C-13 | '12.05.01 | | 公開 |
| カーボンフットプリント宣言登録・公開手順 | C-14 | '12.05.01 | | 公開 |
| 登録レビューアの力量に関する要求事項 | C-15 | '12.06.25 | | 公開 |
| 登録レビューアの登録判断基準 | C-16 | '12.06.25 | | 非公開 |
| 登録レビューアの登録・評価手順 | C-17 | '12.06.25 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証機関の力量に関する要求事項 | C-18 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証審査員の力量に関する要求事項 | C-19 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証機関登録・評価判断基準 | C-20 | '12.06.28 | | 非公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証審査員登録・評価判断基準 | C-21 | '12.06.28 | | 非公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証機関登録・評価手順 | C-22 | '12.06.28 | | 公開 |
| カーボンフットプリントシステム認証審査員登録・評価手順 | C-23 | '12.06.28 | | 公開 |
| 料金処理手順 | C-24 | '12.07.6 | | 公開 |